

愛南町中学校通学用カバン等補助事業利用券使用注意事項

① この利用券は、通学用カバン、制服、体操服、カットシャツなど、進学先の中学校が指定したものを購入する際に利用できます。

② 利用できる店舗は、以下のとおりです。

中学校	地区	店舗
御荘中学校	御荘	ファッションワールドかのう
		ファッションギャラリーたかの
	西海	ファミリーショップはまもと
城辺中学校	城辺	宮田呉服店
		井上洋品店
		岩井衣料店
		ファッションインマルマス
一本松中学校	一本松	おおにし

③ 利用券は、1人につき10枚まで利用できます。1枚につき1,000円分として利用できますが、購入する製品の金額以上の利用券を使うことはできません。差額は自己負担してください。また、1,000円以下の商品を購入するときに、利用券を使うことができません。

(例)5,500円の製品を購入する場合

→利用券を5枚使い、保護者は500円負担する。

④ 紛失等による利用券の再発行はできません。利用まで大切に保管してください。汚損・破損による場合は、残券と引換できる場合があります。

⑤ 利用券は切り離さずに店舗にお持ちください。冊子から切り離すと無効となります。

⑥ 現金との引換えや未使用分の利用券の払い戻しはできません。

⑦ この利用券の売買や第三者への転売・譲渡はできません。

⑧ 有効期限を過ぎた場合は使用できません。

⑨ 町外の中学校に進学した場合でも、**愛南町に住所がある場合**は、補助事業を利用できます。ただし、町外の店舗で利用券を使うことはできません。製品を購入後、子育て支援課に直接請求してください。申請書が必要な方は、子育て支援課までご連絡ください。その場合利用券は不要になるため、**小学校を通じて利用券を返却してください。**

⑩ 町外からの転入により、町内の中学校に進学する場合は、入学式の日時点で住所登録されていれば、この事業の対象となります。